

邑楽町告示第209号

令和元年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月18日

邑楽町長 金子正一

1. 期日 令和元年12月23日

2. 場所 邑楽町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島	田	時	男	議員	2番	佐	藤	富	代	議員
3番	小久保	隆	光	議員	4番	黒	田	重	利	議員	
5番	大	賀	孝	訓	議員	6番	瀬	山	登	議員	
7番	松	島	茂	喜	議員	8番	塩	井	早	苗	議員
9番	原		義	裕	議員	10番	松	村		潤	議員
11番	神	谷	長	平	議員	12番	小	沢	泰	治	議員
13番	大	野	貞	夫	議員	14番	小	島	幸	典	議員

○不応招議員（なし）

令和元年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和元年12月23日（月曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第38号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第39号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第42号 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 第 8 議案第43号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 9 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第10 議案第45号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を廃止する条例
- 第11 議案第46号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例
- 第12 議案第47号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第48号 工事請負契約締結事項の変更について
(令和元年度公共下水道管渠築造1-1工区工事)
- 第14 議案第49号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算
- 第15 議案第50号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第51号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第52号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第53号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第54号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	島	田	時	男	議員	2番	佐	藤	富	代	議員
3番	小久保	隆	光	議員		4番	黒	田	重	利	議員
5番	大	賀	孝	訓	議員	6番	瀬	山	登	議員	
7番	松	島	茂	喜	議員	8番	塩	井	早	苗	議員
9番	原		義	裕	議員	10番	松	村		潤	議員
11番	神	谷	長	平	議員	12番	小	沢	泰	治	議員
13番	大	野	貞	夫	議員	14番	小	島	幸	典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	一	町	長		
大	朏		一	副	町	長	
藤	江	利	久	教	育	長	
関	口	春	彦	総	務	課	長
横	山	淳	一	企	画	課	長
田	中	敏	明	税	務	課	長
築	比	地		住	民	課	長
田	部	井	春	彦	安全	安心	課長
橋	本	恵	子	健康	福祉	課	長
久	保	田		子ども	支援	課	長
森	戸	栄	一	農業	振興	課	長
				兼農業	委員	員	会
				事務	局		長
小	林		隆	商工	振興	課	長
阿	部	昌	弘	都市	建設	課	長
石	原	光	浩	会計	管理	者	
				兼会計	課	長	
中	繁	正	浩	学校	教育	課	長
半	田	康	幸	生涯	学習	課	長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

松 崎 嘉 雄 事 務 局 長
内 田 知 栄 書 記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和元年第4回邑楽町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書につきましては、最高裁判所長官及び前橋地方裁判所所長宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において松島茂喜議員、塩井早苗議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から26日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認め、よって、会期は本日から26日までの4日間と決定しました。

◎町長の挨拶

○神谷長平議長 ここで12月19日、邑楽町長に就任されました金子正一町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和元年第4回邑楽町議会定例会に当たり、議長のお許しをいただき、町長就任の挨拶を申し上げます。

私は、12月1日執行の邑楽町長選挙において、町民の皆様のご支持をいただき、4期目の当選をいただきました。引き続き町政運営の責任者として去る12月19日に就任いたしました。改めてその責任の重さを実感しております。同時に邑楽町のさらなる発展のため、全力で職務に取り組んでまいります。議案審議に先立ち、今後4年間の町政運営について、その考え方の一端を申し述べ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、平成28年度を初年度とする邑楽町第六次総合計画と邑楽町総合戦略を策定し、最終年度である令和7年度にはまちづくりの目標である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」の実現に向け、真面目に真っすぐにまちづくりを行ってまいります。

国は、人口減少社会への対応として少子高齢化対策を進めておりますが、この対策の取り組みは邑楽町においても同様であり、少子高齢化が早いスピードで進んでおります。本年11月末の人口の状況は、全人口2万6,374人ですが、このうち15歳未満の年少人口は2,926人、全人口の占める割合は11.1%、65歳以上の高齢者人口は8,230人、全人口に占める割合は31.2%となっています。このような状況を考えたとき、少子高齢化の問題は即取り組まなければならない大きな問題と考えております。そこでまず少子化対策といたしまして、子供を産み、育てやすい町づくりを進めてまいります。子育てるなら邑楽町と実感できるような子育て施策の一層の充実を図ってまいります。具体的には3歳から5歳までの就学前の園児に対し、保育料の無償化に加え、町独自の支援策として給食費の無料化を引き続き実施し、小中学生の給食費についても保護者への負担軽減を早い時期に実施してまいりたいと思っています。高齢化対策については、日々の生活を生き生きと楽しく過ごすためには健康が第一であります。医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく行われなくてはなりません。地域包括ケアへの取り組みです。そこで私は、邑楽町独自の地域包括ケアシステム、すなわち邑助けネットワークの取り組みの充実に向け支援をしていきたいと思っております。今町民の皆さんのが小学校区を単位として組織化を進め、日々の生活を安心して生活ができる環境を整えるべく進めております。ともに支え合い、助け合いまちづくりについて、行政として積極的に支援し、やさしいまち、元気のあるまち、そしてともに支え合うまちを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、災害防災への危機管理体制の強化です。9月、10月に上陸した台風15号、台風19号は、各地に大きな被害をもたらしました。町では、災害に備えて災害警戒本部、災害対策本部を設置し、警戒に当たっておりましたが、特に台風19号では避難場所として保健センター、中央公民館、ヤングプラザ、長柄小学校体育館を開放し、受け入れを行ってきました。その結果、78名の方々が避難されました。

町として過去に経験したことのない状況の中での対応となりましたが、幸い大きな被害もなく済みましたが、反省すべき点も多くあります。今後の体制づくりに生かしていかなければならないと思っております。その1つは、災害情報の迅速な伝達です。情報の発表の判断、伝達の方法など、町民に最新の情報が伝えられる伝達の方法、環境の整備あります。2つ目は、避難場所開設の時期、運営などあります。最後に、関係機関との連絡体制の強化など、必要性を強く感じたところもあります。以上は、有事に備え、日ごろから対応できる体制づくりであり、今後の危機管理体制への強化につなげてまいりたいと思っております。

次に、産業振興の推進です。国道354号沿線の開発あります。県では、館林、高崎間のバス高速輸送について、その計画が示されております。邑楽町においては、バス高速輸送の停留所として指定を受け、町としてもこの計画について積極的に支援をし、同時にこの隣接地に農産物直売所などの商業施設を誘致し、豊かな農畜産物の積極的な生産、販売につなげるとともに、周辺地域への生活支援、暮らしの利便性の向上につなげていきたいと思っております。

最後になりますが、教育文化の向上、教育施設の整備についてあります。教育施設については、おおむね整備は進んでおりますが、各小中学校のトイレの洋式化については、既に高島小学校は終了しておりますが、他の学校については令和2年以降の計画で進めたいと思っておりますが、国ではこの計画について国の補正予算の中で前倒しで行う旨の考え方について問い合わせがありました。町としても、この文部科学省への申請を実施し、前倒しで行っていければと、このように思っております。また、平成30年9月にオープンいたしました中央公民館は、年間11万人の利用者を数え、文化芸術の拠点として「文化と教育の町おうら」を町内外に発信しております。今後、さらに利用価値を高めることが町民の文化活動のさらなる充実を図ることになると考えております。そして、交流人口の増加により、町への移住定住につながればと考えており、将来は文化都市邑楽の宣言にもつなげていければと、このように思っております。

以上申し上げましたが、今後4年間、3期12年の実績と町民の皆さんへの負託の重みを胸に、初心を忘れずに、職員の英知を結集し、将来に向かって夢と希望のある町づくりを目指して努力をしまいります。議員各位、町民の皆さんのお一層のご支援とご協力を願い申し上げ、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎日程第3 議案第38号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議

について

○神谷長平議長 日程第3、議案第38号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が常勤職員に係る退職手当の支給事務について及び藤岡市が消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務についての共同処理を令和2年4月1日から開始すること、並びに本組合規約別表について、所要の規定の整備を行うため、組合規約の一部を改正する必要が生じましたので、組織団体間の協議により定めることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第39号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

○神谷長平議長 日程第4、議案第39号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の

給与等について所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、平成31年4月にさかのぼって行う給料表の改正と令和元年12月期の勤勉手当の支給率を100分の92.5から100分の97.5へと引き上げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の445から100分の450とするものであります。また、令和2年4月からの各期の勤勉手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第5、議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町議会の議員の12月期の期末手当の支給率を100分の222.5を100分の5引き上げ、100分の227.5とし、年間の支給率を100分の445から100分の5引き上げて、100分の450とするものであります。

また、令和2年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上

げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第6、議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当の支給率100分の222.5を100分の5引き上げ、100分の227.5とし、年間の支給率を100分の445から100分の5引き上げて、100分の450とするものであります。

また、令和2年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしましたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

○神谷長平議長 日程第7、議案第42号 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等について制定いたしましたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の補足説明を申し上げます。

第1条では、条例の趣旨について記載しております。

第2条では、会計年度任用職員の法律に基づく定義を規定しています。

第3条では、定義された会計年度任用職員の勤務時間について規定しています。

第4条から第13条までで休暇及び勤務日の割り振りなど、勤務時間等に関する内容を規定しています。

第14条から第17条では、会計年度任用職員の休暇制度について規定しております。

第18条では、規則への委任を規定しています。

附則第1条で、施行時期を令和2年4月1日と定めております。

附則第2条では、一般の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の会計年度任用職員に関する規定を条例で定めることを規定しております。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 邑楽町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○神谷長平議長 日程第8、議案第43号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び

費用弁償について制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 岳楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の補足説明を申し上げます。

条例第1条では、条例の趣旨について記載しております。

第2条では、給与の種類及び支給方法等について規定しています。

第3条から第8条では、フルタイム会計年度任用職員の給与の基準について規定しております。

第9条では、6月と12月に支給する期末手当について規定しております。

第10条から第12条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について規定しています。

第13条から第16条では、時間外勤務手当について規定しております。

第17条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しています。

第18条及び第19条では、通勤手当及び旅費について規定しています。

第20条及び第21条では、給与の特例について規定しています。

第22条では、規則への委任を規定しています。

附則第1条で、施行時期を令和2年4月1日と定めています。

附則第2条では、一般の職員の給与条例の会計年度任用職員に関する規定を条例で定めることを規定しております。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 この条例案の第10条です。月額、日額、時間額で定めるというふうにあります、日額で報酬を定める場合のこの計算式について、間違いないように、こういうふうにしっかりと文面が書いてあるのでしょうかけれども、結局では幾らになるか、そのところの試算がしてあると思うのですけれども、ご説明願います。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 第10条の会計年度任用職員の報酬につきまして、それぞれ月額、日額あるいは時間給ということで定めることになっております。それにつきましては、俸給表にある額をそれぞれの時間あるいは日数で割って決めることとなっておりますが、その金額につきましては、それぞれの職種等に応じて定め、割り当てることとなっております。

一般の例で申しますと、今回の会計年度任用職員の制定によりまして、時間給につきましては一

般事務の職員について、1時間当たり897円、保育園等保育士あるいは幼稚園教諭等につきましては、951円となっております。

また、日額については、現在邑楽町においては支給の対象としておりませんので、月額につきましては一般の事務につきまして14万5,800円、幼稚園、保育園の教諭、保育士等につきましては16万3,500円から17万9,600円を現在のところ予定しております。

以上でございます。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 額面はわかりました。それで、先ほど条例が通ってしまったのですが、12日連続勤務ということが、これではいいということになるわけですけれども、その場合は時間外手当または休みの日の休日出勤のようなものが中に入ってしまうと思うのですけれども、12日間の連続勤務というのは、なかなか難しい面もあると思うのですけれども、その間に代休はとれるとかというふうな規定もありますけれども、現実として12日間連続勤務というのは、この条例文で今通ってしまいましたが、それから1日日額の場合の今1時間897円と、保育士が951円という日額を示していただきました。これが7時間45分というのを計算すると、7時間45分1日勤務すると、1日の日額ということになるわけです。その勤務日数を掛けるわけですけれども、かなり複雑な計算式になるのだと思うのですけれども、この時間外手当または日給で出ているわけですけれども、その間に休業日が入った場合の出勤の手当、そうすると今まで以上にこれはしっかりと上がるものというふうに思えるのですけれども、実際ある方1人を計算してみた試算というのは出でていますでしょうか。

○神谷長平議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 今回新しい制度の導入ということで、それぞれ一般職の職員については、日額あるいは時間給という給与の規定がございませんので、会計年度任用職員につきましては、そういった支給方法が新たに定められたということで細かく規定しております。しかし、基本的な勤務時間あるいは時間外勤務手当等につきましても、基本的には一般職の例によることになっております。そのため、最大で連続した勤務等も定めることができますとはなっておりますけれども、原則的には休日にあるいは土曜、日曜に出勤した場合は、それについては振りかえを行うという形で総労働時間については、月内で規定の内部におさめるように原則となっております。また、それを上回った場合には、一般職と同じように25%の割り増しの超過勤務手当を支給するということになっております。そのような形で定めておりますので、特に1の方について勤務を想定した額等の計算はしておりません。基本的には現在の勤務の体制を今回のことでの勤務日数がふえるということのないように配置をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 では、この法案、条例が通ったら、来年度に保育士たちまたは職員の方たち

に説明をするということをこの間の全員協議会で説明されていました。保育士や職員の方たちがしっかりと気持ちを上向きになるような施策として、しっかりと仕事ができる体制づくりをしていただければと思います。

○神谷長平議長 ほかに質疑はありますか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 この会計年度任用職員制度に伴うところの給与については、これからふえるわけですよね。邑楽町全体でいくと、過日の全員協議会の中でも総務課長のほうから説明がありましたように、7,000万円という非常に大きな金額が出ることになるわけです。この増額部分に対する金額は、どこが負担をするのかということが前々から議題にもなっていたわけなのですが、過日の全員協議会の中で課長のほうから、恐らく国のはうで何らかの形で措置をされるのではないかと、そういうものに期待をするという説明があったわけですが、今現在この点についてはどうなっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 この点については、国のはうでさきの補正予算等も含めた中での議論があったのだろうと思いますけれども、総務大臣の発表では、地方交付税交付金の中に組み入れるというような発表が、新聞紙上での理解ですけれども、あったようありますので、さきのうちの総務課長のほうからも、国のはうでと言ったことは、それに準じた形での発言というふうにご理解いただきたいと思います。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今町長の説明の中にもありましたように、この非正規公務員の人事費のいわゆるボーナス部分ですか、これが全国でいくと1,700億円という金額になるらしいです。これについては、新聞紙上で今月の19日付の新聞に各紙載っていました。総務省は、この点について各自治体が財政運営に支障が生じないように、全額を地方交付税で手当てをするというふうに総務省のほうでは決定をされているということでございます。しかし、これはボーナス部分ということであって、あの残されたもっと大きな部分については、国のはうでしっかりと説明がまだなされていないのではないかというふうに思います。その点については、全国の知事会、それから全国の市長会、それから町長もご存じだと思います、全国の町村会、この団体が直接国に財政措置を、ぜひそれはやってもらいたいと、もちろん国が音頭をとってやるわけですから、当然私も国がその財政措置をとるべきものであろうというふうに思っております。町長等におかれましては、ぜひその辺を声を大にしてやっぱり国のはうに申し上げていってもらいたいというふうに思いますが、その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 議員がご指摘されましたように、群馬県町村会、市長会もそのような形で取り組ん

で行くというふうに思っておりますので、全国市長会、町村会のほうにも当然のことですが、要望として具体的に申し上げたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 これで最後にいたしますが、一言私が申し上げたいのは、一昨年のこの選挙の改選前ですが、12月議会、そして昨年の3月議会、これが実施されるということが明確になっている中で、では先ほど言いましたその財源はどこに求めるのかが、これが焦点になっているときに、国が音頭をとって施行する以上、国が財政措置を図ることが当然とする、そういう前提の中で国に対して要望してほしいという請願が2回にわたって出ております。一昨年の12月邑楽町議会では継続審査、そして昨年の3月議会では、不採択という結論を出した経緯があります。この結果に対して私は、一瞬目を疑ったわけですが、当時こうした判断をされた議員の皆さんには、今どのような考え方でおられるのか、これは答弁は必要ありませんが、私はこの際にこのことをあえてこの場で発言をしておきたいと思います。

答弁は要りません。以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○神谷長平議長 日程第9、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例中の条文の整備及び所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明を申し上げます。

第1条では、邑楽町職員の分限に関する条例の一部改正。

第2条では、邑楽町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部の改正。

第3条では、邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第4条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。

第5条では、邑楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をいずれも会計年度任用職員の関係条例の制定によりまして、関係する条例の条文を改正するものでございます。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を廃止する

条例

○神谷長平議長　日程第10、議案第45号　邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長　議案第45号　邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

全国的な財務指標となる国の財政状況調査や地方公会計での報告において、給食事業は一般会計を主とする普通会計に区分されていることから、当該事業を一般会計に統合するため、本条例を廃止いたしましたご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号　邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長　起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11　議案第46号　邑楽町空家等対策の推進に関する条例

○神谷長平議長　日程第11、議案第46号　邑楽町空家等対策の推進に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長　議案第46号　邑楽町空家等対策の推進に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、管理不全な状態の空き家等の放置による防災性、防犯性の低下や公衆衛生、風景、景観の悪化を防ぎ、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、本条例を制定いたしましたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、安全安心課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 田部井安全安心課長。

〔田部井春彦安全安心課長登壇〕

○田部井春彦安全安心課長 議案第46号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例について、補足説明を申し上げます。

第1条は目的でございます。空き家等の適正な管理を促し、管理不全な状態の空き家等の放置を防止し、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進することを目的としています。

第2条は、用語の定義でございます。

第1号は、管理不全な状態について。

第2号は、所有者等について。

第3号は、町民等についての定義でございます。

第3条は、町民等からの情報提供の努力義務規定となっております。

第4条は、法定協議会の設置と協議事項についてでございます。

第5条は、応急措置についてでございます。管理不全な状態の空き家等について、緊急の措置が必要と認められるときは、必要最低限の措置を講じができるとし、その場合は緊急かつやむを得ない場合を除き、当該空き家等の所有者等に通知しなければならないとなっております。

第6条は、関係機関への協力要請でございます。

第7条は、規則への委任でございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 邑楽町空家等対策の推進に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第12、議案第47号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、下水道排水設備指定工事店の指定の基準に規定する欠格条項を改正する必要が生じましたので、本条例の一部を改正いたしました、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 邑楽町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時58分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

◎日程第13 議案第48号 工事請負契約締結事項の変更について（令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事）

○神谷長平議長 日程第13、議案第48号 工事請負契約締結事項の変更について（令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 工事請負契約（令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事）締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る令和元年9月3日に議決をいただきました令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事の請負契約締結事項につきましては、支障物件回避による推進延長の増や一部工種の施工の関係で、町道幹線5号線の通行止めを行うに当たり、周辺施設の利用者が多いこと、営業時間や駐車場の利用状況から、昼間の工事が不適と判断し、夜間の工事に変更すること、及び10月1日からの消費税引き上げに伴い、当初契約金額5,281万2,000円を5,484万6,000円に変更する必要が生じましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 工事請負契約締結事項の変更について（令和元年度公共下水道管渠築造1—1工区工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第49号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第14、議案第49号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,687万6,000円を追加し、予算の総額を88億6,584万8,000円といたしました次第であります。

歳入の主なものは、町税3億5,000万円、国庫支出金800万7,000円、県支出金1,019万2,000円、寄附金600万円及び繰入金149万3,000円等の増額であります。

歳出の主なものは、総務費3億3,434万6,000円、民生費4,877万2,000円、商工費110万円、土木費454万円、教育費326万5,000円及び公債費102万8,000円等の増額と、衛生費1,515万5,000円等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第50号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第15、議案第50号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,258万3,000円を追加し、予算の総額を33億6,123万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、県支出金及び繰入金を増額するものであり、歳出については総務費及び保険給付費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 令和元年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第16、議案第51号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万7,000円を追加し、予算の総額を3億587万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 令和元年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第52号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第17、議案第52号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,645万円を追加し、予算の総額を21億4,332万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び財産収入の増額と諸収入の減額であり、歳出については総務費、保険給付費、積立金、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第18、議案第53号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、予算の総額を2億9,699万円といたしたい次第であります。

歳入については繰入金の増額であり、歳出については下水道費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 令和元年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第54号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第19、議案第54号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,625万8,000円といたしましたい次第であります。

歳入については繰入金の増額であり、歳出については学校給食センター費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 令和元年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日24日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

[午前11時27分 散会]